

議第13号議案

地方自治法の一部を改正する法律案に関して、地方自治の本旨を尊重し慎重な運用を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和6年6月10日提出

提出者	新座市議会議員	川村よしひさ
賛成者	//	鈴木 芳宗
	//	よねはしゆうた
	//	伊藤信太郎
	//	山口 歩
	//	田口 訓子

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律案に関して、地方自治の本旨を尊重し慎重な運用を求めるため、この案を提出する。

地方自治法の一部を改正する法律案に関して、地方自治の本旨を尊重し慎重な運用を求める意見書

令和6年3月1日に政府が閣議決定し、令和6年5月28日に衆議院総務委員会において可決された「地方自治法の一部を改正する法律案」では、第33次地方制度調査会の答申を踏まえ、国の地方公共団体に対する補充的な指示（以下、「国の補充的な指示」という。）の規定が盛り込まれた。

新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえ、今後も起こりうる想定外の事態に万全を期す観点から、国の補充的な指示の必要性について一定の理解はするものの、憲法で保障された地方自治の本旨に鑑み、国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもあることから、その制度化及び運用に当たっては、十分な配慮が必要である。

全国知事会での提言では、現場の実情を踏まえたものとなるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求められている。また、衆議院総務委員会では同様の内容の附帯決議が可決された。

本市議会は国と地方公共団体の健全な関係を維持・発展させる観点から、本法施行においては適切な措置を講じ、その運用の明確化が図られるよう、以下の事項を求める。

記

- 1 国の補充的な指示については、事前に地方公共団体との間で十分な協議・調整等を行うこと。
- 2 行使後は国と地方公共団体間で情報共有などの連携を適切に図ること。
- 3 国の補充的な指示は、国と地方公共団体の関係の特例として位置づけ、安易に行使されることのないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年6月 日

埼玉県新座市議会

参議院議長 様
衆議院議長 様
内閣総理大臣 様